

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	療育手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、療育手帳の交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府知事

公表日

令和8年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳の交付に関する事務
②事務の概要	大阪府療育手帳に関する規則に基づき、判定機関において知的障がいがあると判定された方に対して、療育手帳を交付している。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。①療育手帳の交付申請に関する事務②療育手帳の更新申請に関する事務③療育手帳の再交付申請に関する事務④氏名の変更や居住地を移したとき等の届出に関する事務⑤療育手帳の返還に関する事務⑥療育手帳交付台帳の整備に関する事務
③システムの名称	療育手帳発行システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
療育手帳に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の8及び50の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第7条及び第24条の5
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の以下の項 11、14、18、20、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、113、124、125、144、161、163
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪府障がい者自立相談支援センター
②所属長の役職名	大阪府障がい者自立相談支援センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター（府政情報センター） 〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 電話番号：06-6944-6066 大阪府障がい者自立相談支援センター 地域支援課 〒558-0001 大阪府大阪市住吉区大領3丁目2番36号 電話番号：06-6692-5264

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

大阪府障がい者自立相談支援センター 地域支援課
〒558-0001 大阪府大阪市住吉区大領3丁目2番36号
電話番号:06-6692-5264

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・原則、療育手帳の申請の窓口である市町村が、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	療育手帳交付システム及び統合宛名システムへのアクセスが必要な職員のみ仮想環境及び静脈認証の設定を行うとともに、両システムへのアクセスが可能な職員はパスワード及び静脈認証による認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに更新することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	大阪府庁本館5階	大阪府庁本館1階	事後	
令和5年7月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2021/3/31	2022/3/31	事後	
令和5年7月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2021/3/31	2022/3/31	事後	
令和8年2月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の7及び33の3の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条第2号及び第24条の5	・番号法第9条第1項 別表の8及び50の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条及び第24条の5	事後	
令和8年2月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 10の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条第1号イ及び同条第4号イ・ホ	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の以下の項 11、14、18、20、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、113、124、125、144、161、163	事後	
令和8年2月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2022/3/31	2024/3/31	事後	
令和8年2月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2022/3/31	2024/3/31	事後	
令和8年2月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	新設された評価項目の記載	事後	
令和8年2月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新設された評価項目の記載	事後	